

## 登別市介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方

### 1. 背景

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）の施行に伴う、介護保険法の改正により、同法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は平成27年4月から全ての市町村に、その実施が義務付けられました。

総合事業は、平成29年4月まで、その実施を猶予することが認められており、本市は、平成29年4月から総合事業に移行します。

### 2. 事業の目的

総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とします。

### 3. 事業展開の基本的な考え方

総合事業への移行により、介護予防の訪問型サービス及び通所型サービスにおいては、現行相当のサービスのほかに、市の裁量により、人員基準等の基準を緩和し介護専門職が中重度の身体介護を必要とするものへの重点化を図るサービス（以下「サービスA」という。）や住民主体による地域の支え合いを基とした低廉な単価のサービス（以下「サービスB」という。）、短期集中予防により自立した生活を送れるようにするサービス（以下「サービスC」という。）などの多様なサービスの展開が可能となります。

本市においては、介護の認定率が高くなる75歳以上の人口が、今後も右肩上がりに増加していく見通しとなっており、現行相当のサービスのみの提供を継続した場合、平成31年度には総合事業の事業費が交付金の上限額を超過する見込みとなるため、多様なサービスの導入により、サービスの充実及び費用の効率化を図ることとします。

平成29年度においては、訪問型サービス及び通所型サービスともに、現行相当のサービスのみを提供することとします。

また、多様なサービスにおいては、平成30年度以降、できるものから取組こととしますが、方針については、介護事業者や各種関係団体等との協議を継続して、平成29年度の夏までに策定することとし、具体的な事業内容については、協議体での協議を重ねるとともに、平成30年度から32年度を計画期間とする第7期介護保険事業計画に沿って実施することとします。

#### 【平成29年度】

総合事業として、次に掲げる事業を実施します。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業
  - ア 現行の介護予防訪問介護に相当するサービス
  - イ 現行の介護予防通所介護に相当するサービス
  - ウ 現行の介護予防支援に相当するケアマネジメント
- (2) 一般介護予防事業
  - ア 介護予防把握事業
  - イ 介護予防普及啓発事業

- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業

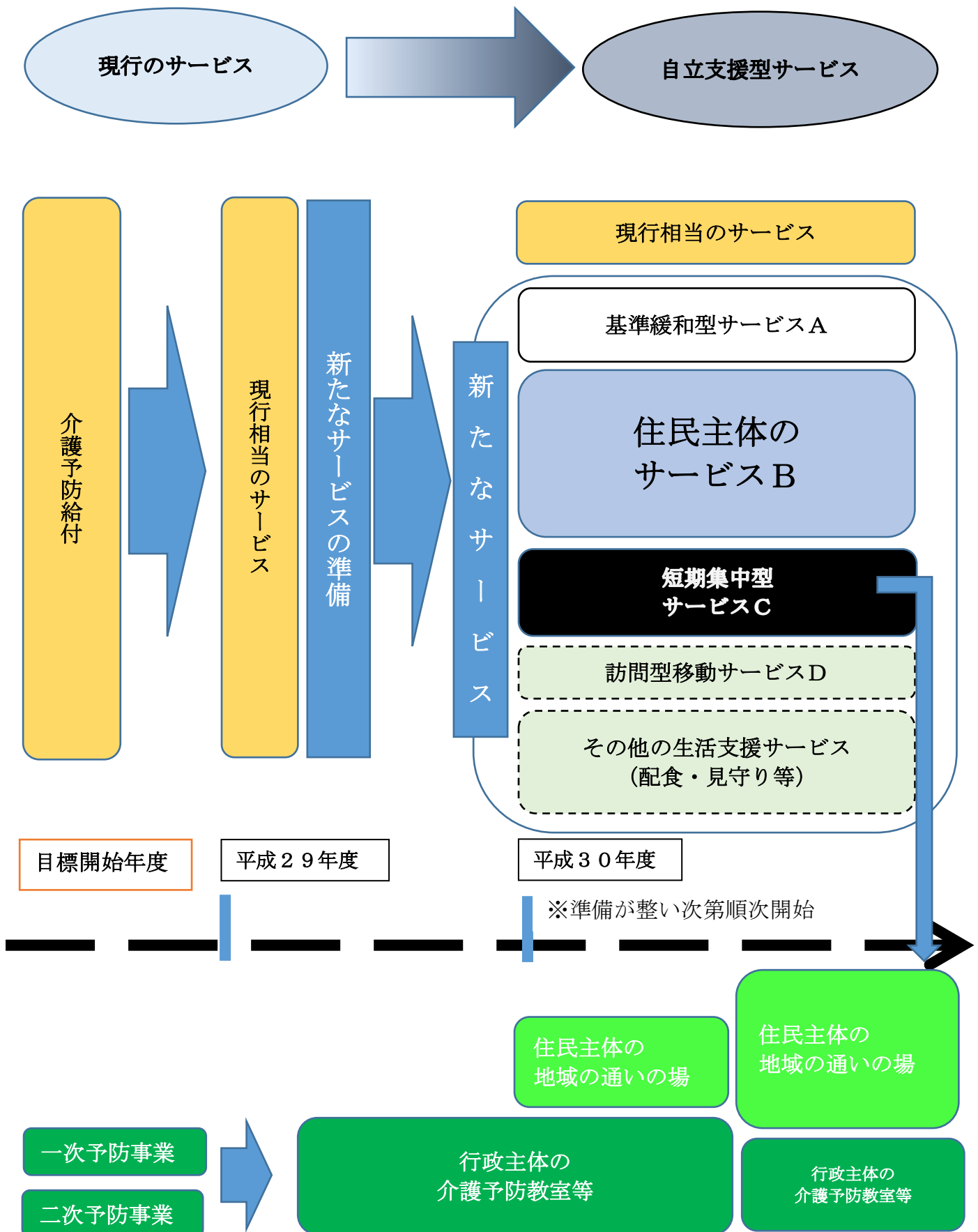
### 【平成30年度以降】

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業において、現行相当のサービスのみを提供し続けた場合、平成31年度には総合事業の事業費が介護保険法施行令で規定する上限額を超過する見込みとなるため、平成30年度には、訪問型サービス及び通所型サービスともに、現行相当のサービスよりも人員基準等を緩和し設定単価を抑えたサービスAの提供を開始するとともに、介護専門職によるサービスを必ずしも必要としない利用者については、丁寧な説明をしたうえで、サービスAへの移行を促します。
- なお、基準や単価等の設定にあたっては、事業者及び関係機関と十分な協議を重ねたうえで決定することとします。
- (2) サービスB及び訪問型移動支援サービス（以下「サービスD」という。）、その他の生活支援サービスについては、生活支援体制整備に係る協議体の中で、地域資源の把握及び掘り起しを行い、地域の状況を整理したうえで介護保険事業として行うべきものであるか等検討する必要があること、サービスD及びその他の生活支援サービスについては、新たなサービスの上乗せとなることから、必要性及びサービスの提供時期等については、随時検討することとします。
- (3) 短期集中予防サービスCについては、実施により要支援者を自立させることで結果的にサービス利用費の削減につながることは期待できるものの、新たなサービスの上乗せとなること、3から6か月のプログラム終了後の受け皿の整備が必要となることから、介護予防に資する通いの場等の体制整備の進捗状況を勘案しながら実施の検討を行うこととします。

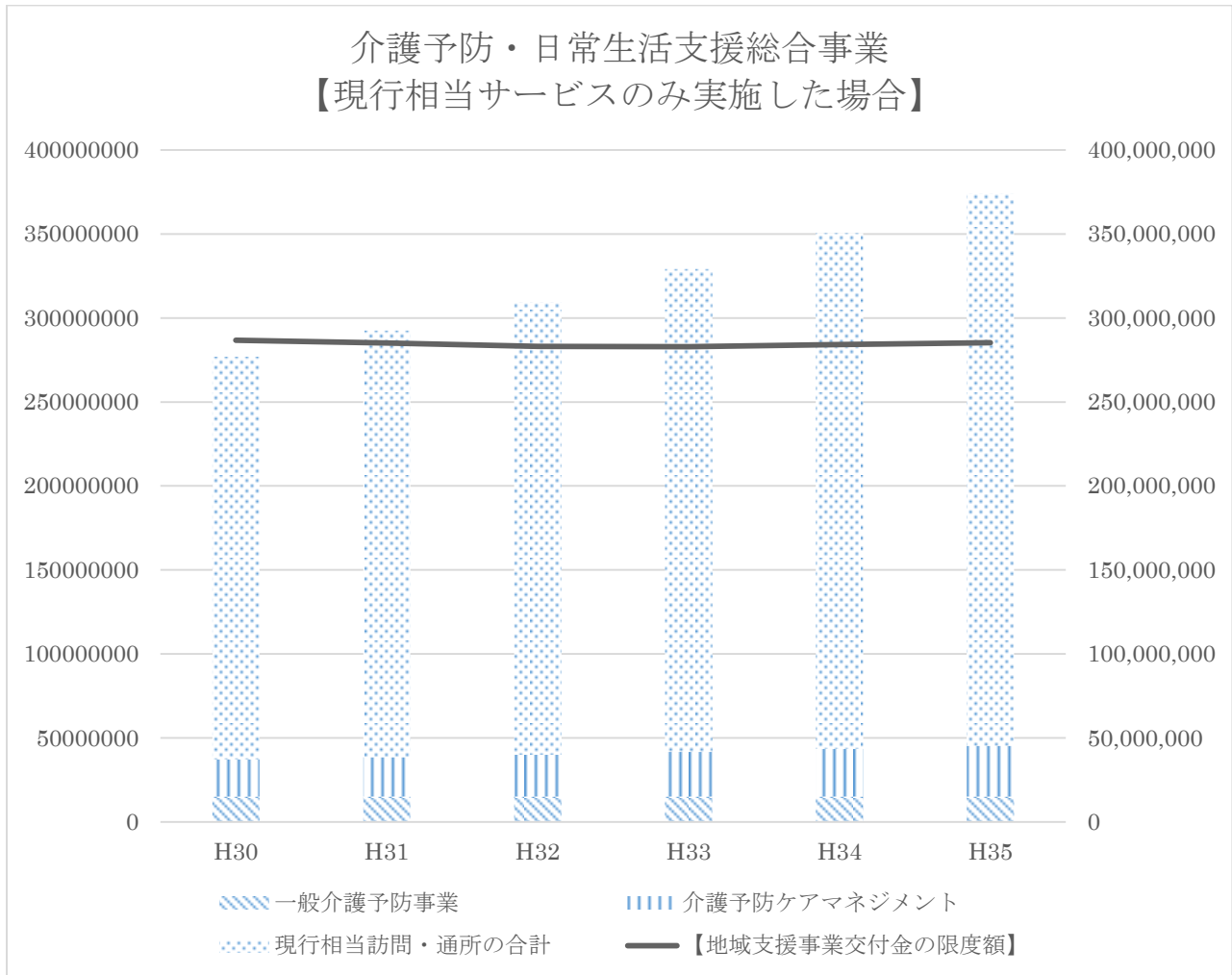
現行相当サービス	サービスA (基準緩和)	サービスB (住民主体)	サービスC (短期集中予防)
現行基準を維持 平成29年4月1日	平成30年度実施予定	平成30年度以降の実施を予定	財政状況及び受け皿の整備状況を勘案し、平成30年度以降に実施予定

※サービスD及びその他の生活支援サービスについては、地域の実情を把握していく中で、随時検討することとします。

1. 総合事業展開のイメージ図



## 2. 総合事業費の推計



登別市の総人口は減少するものの、65歳以上の人口は平成32年度まで上昇します。75歳以上の人口については、右肩上がりに上昇し続け、それに伴い要支援1、要支援2の認定を受ける方も増加する見込みとなります。

このことにより、総合事業の事業費についても増加が見込まれ、現行相当の訪問介護及び通所介護のみの提供を継続した場合、平成31年度には、介護保険法施行令で規定する上限額を超過することが見込まれます。

※平成30年度以降の限度額は、平成28年度の予防給付（訪問介護、通所介護、介護予防支援）及び介護予防事業の予算額に直近3か年平均の75才以上高齢者数の伸び率を乗じて算定しています。

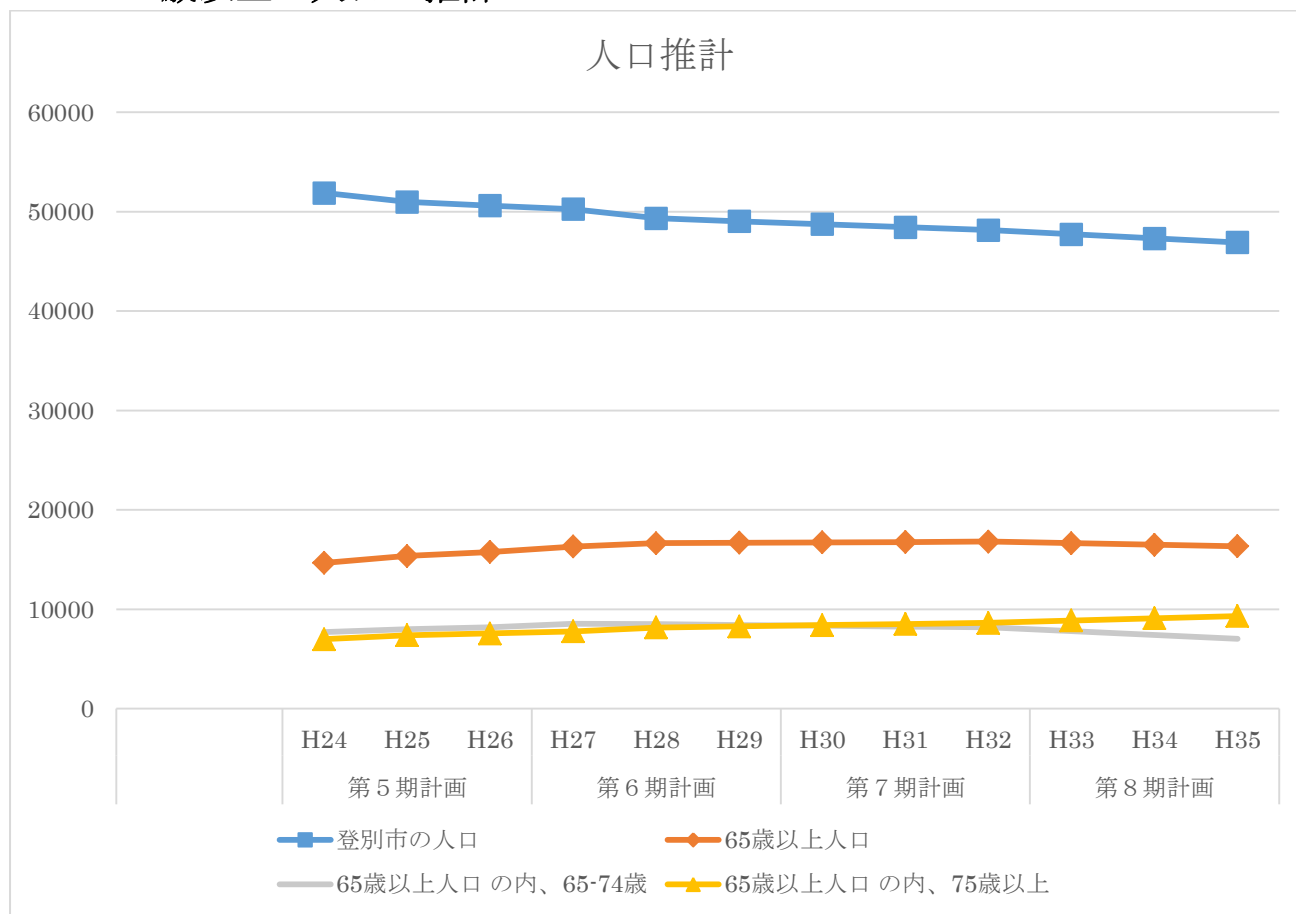
※現行相当の訪問及び通所介護費、ケアマネジメント費の算定に当たっては、

①人口推計で算出された65歳以上の人口に、平成27年度の対象年齢に対する要支援者数の割合を乗じて要支援者数を算出。

②要支援者数に平成27年度の一人当たりのサービス利用単価を乗じて事業費を算出。

※一般介護予防事業については、一律15,000千円として算出。

### 3. 65歳以上の人口の推計

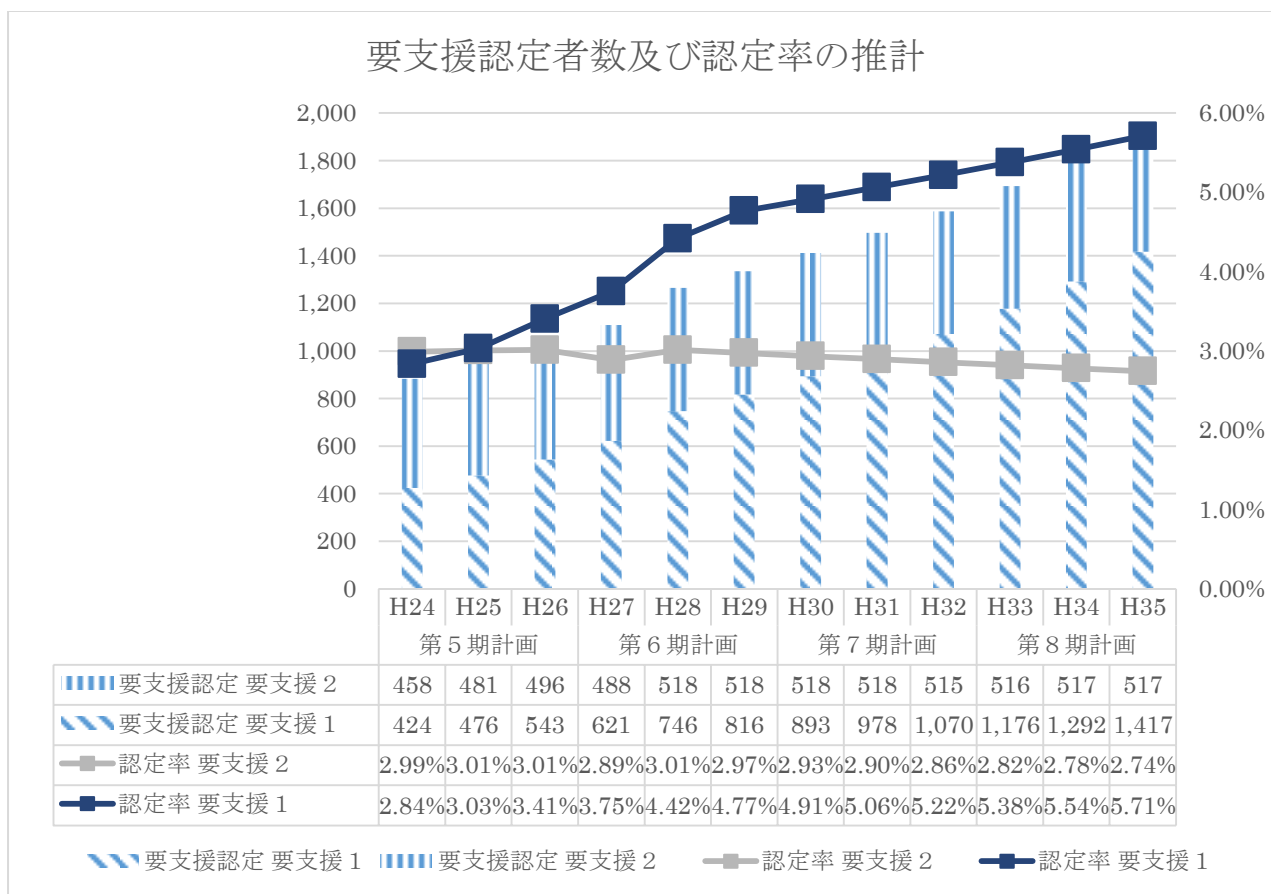


	第5期計画			第6期計画			第7期計画			第8期計画		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
登別市の人口	51,892	50,985	50,613	50,255	49,334	49,038	48,742	48,446	48,152	47,736	47,320	46,904
65歳以上人口	14,673	15,368	15,768	16,317	16,656	16,693	16,730	16,767	16,804	16,650	16,496	16,342
65-74歳	7,692	7,985	8,201	8,535	8,495	8,414	8,333	8,252	8,171	7,787	7,403	7,019
75歳以上	6,981	7,383	7,567	7,782	8,161	8,279	8,397	8,515	8,633	8,863	9,093	9,323

人口推計は中期財政見通しの数値を採用しました。登別市の総人口は減少するものの、65歳以上の人口は平成32年度まで上昇し、それ以降は減少する傾向にあります。

また、75歳以上の人口については、右肩上がりに上昇しており、地域支援事業の対象者が拡大していく傾向にあります。

#### 4. 要介護認定の状況



要支援認定非該当者、要支援1、要支援2については、増加しており、特に、要支援1については急激に増加する推計となりました。

また、それに併せて認定率も上昇する見込みとなります。